

西日本三建サービス株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年1月15日 ～ 2031年1月14日 の5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率60%以上

<取組>

- 2026年4月～ 育児休業制度等両立支援に関する研修の実施
- 2027年1月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など)
- 2028年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の実施と検証
- 2029年9月～ 管理職向け育児休業制度等両立支援・業務管理に関する勉強会の実施

目標2：全社員の時間外・休日労働時間を20%削減する。

<取組>

- 2026年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組の検討
- 2027年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組の実施
- 2028年4月～ 各部署における問題点の洗い出しと改善目標の設定
- 2029年4月～ 労働時間削減に向けた研修の実施